

美郷町下水道事業経営戦略

秋田県仙北郡美郷町
美郷町下水道事業特別会計

はじめに

美郷町は「平成の大合併」秋田県第1号として平成16年11月1日に旧千畑町・旧六郷町・旧仙南村の2町1村が合併し誕生した。

現在、美郷町の生活排水処理施設は平成26年度末現在、公共下水道1処理区域・農業集落排水6処理区域・合併処理浄化槽（個人設置型）1,903基が整備済みであり、平成27年3月31日現在の総人口20,802人に対し、処理区域内人口16,345人（普及率78.6%）、水洗化人口13,945人（水洗化率67.0%）である。

公共下水道事業は、区域内に「名水百選」や「水の郷百選」・「甞る水百選」・「水源の森百選」に選ばれるなど美郷町の有力な観光資源である六郷湧水群があり、湧水群を中心とした水環境を保全するために地域再生計画として『「しずのまち」六郷湧水群再生計画』を策定し、平成18年3月31日認可を受け生活排水処理施設の整備を行った。

住民の生活のみならず、重要な観光資源である水環境を保全するため重要な役割を担っているインフラである公共下水道について、安定かつ持続的に事業を継続していくため、本経営戦略を策定するものである。

第1 経営の基本方針

公共下水道の水洗化人口は平成27年3月31日現在2,300人（53.2%）と低い水準にあり、投資に見合うだけの使用料収入を得るため新規加入の促進を行い、財源の確保に努める。

また、真空ポンプ場施設の老朽化を見据え長寿命化計画を早期に策定し、計画的かつ効率的な整備・更新を行い収支の安定化を図るとともに、飯詰地区農業集落排水処理区域との統合を図り経費の節減・アウトソーシングも見据えた機構の見直しを行い歳出の削減に努める。

第2 計画期間

平成28年度から平成37年度まで10年間

第3 投資・財政計画（別紙）

第4 効率化・経営健全化の取組

（1）組織、人材、定員、給与に関する事項

公営企業法非適用事業であるため、町の組織として「美郷町職員定数条例」・「美郷町一般職の給与に関する条例」に沿って人員配置や定員・給与

が決定されている。

(2) 広域化に関する事項

1) 現状

旧六郷町地区のみについて下水道事業を運営しているが、供用区域内人口が4,284人と小規模であり、維持管理経費について効率の面で不利があり、同種作業に係るコストが高くならざるを得ない現状である。

2) 将来目標

公共下水道大曲処理区について、運営の広域化があった場合は参加を検討し、広域化によるスケールメリットを生かし維持管理経費の圧縮を図る。

また、第4期生活排水処理施設整備構想（平成28年8月策定）において、農業集落排水飯詰処理区との統合による維持管理コストの効率化が可能か検討する。

【参考1】第4期生活排水処理施設整備構想において公共下水道に統合を検討している
農業集落排水飯詰処理区と統合後の規模（平成27年度末基準）

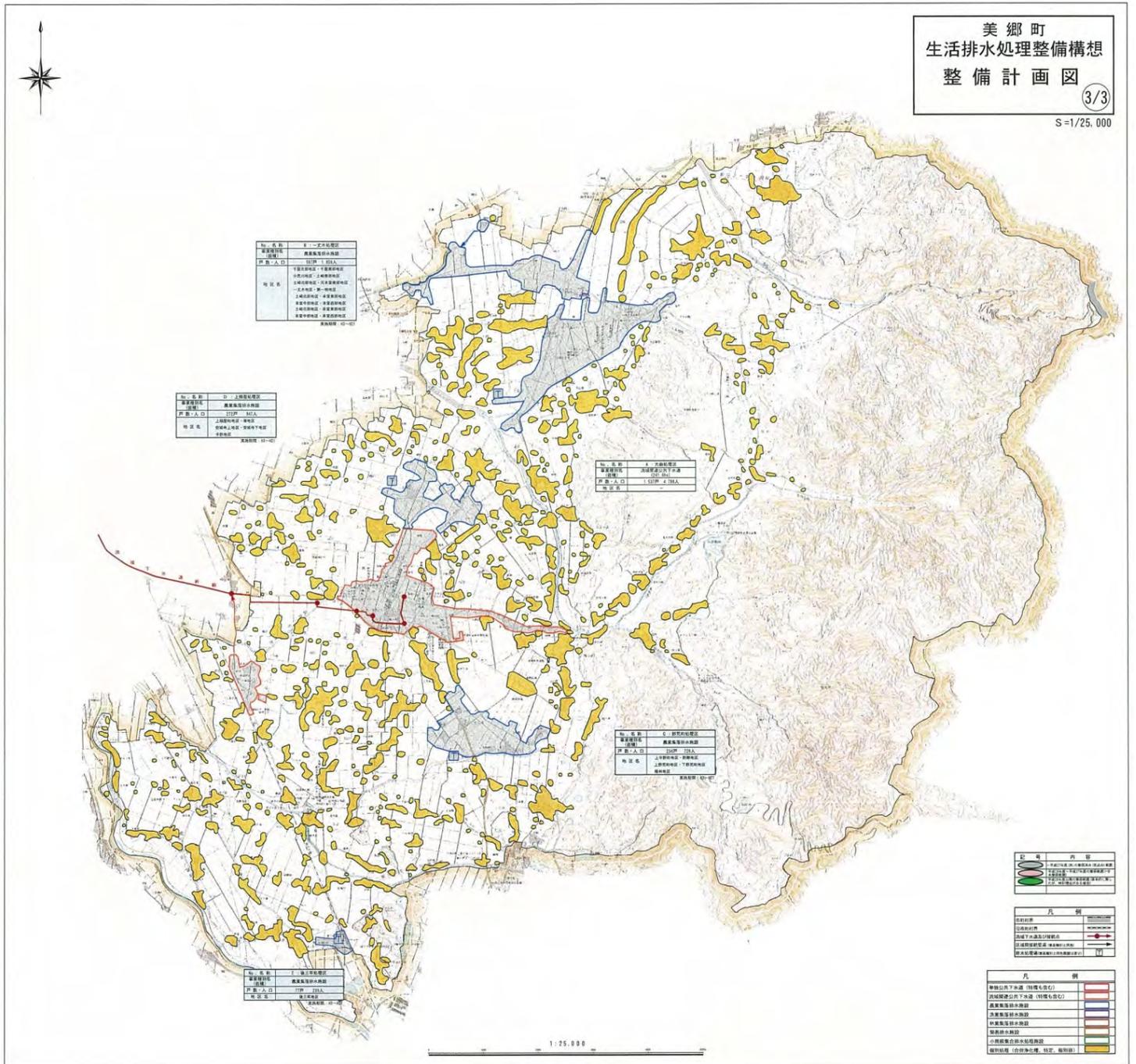
○統合前

地区名	六郷地区	飯詰地区
事業名	公共下水	農集
区域内人口	4,284人	447人

○統合後

地区名	美郷町公共下水道（仮称）
事業名	公共下水
区域内人口	4,731人

【参考2】第4期生活排水処理施設整備構想に係る整備計画図



(3) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

1) 現状

町単独の事業として、主な財源を使用料収入・地方債・一般会計からの繰入金に求めている。また、各種事業においても町の事業として職員がコンサルタントに設計を委託して行っている。

2) 将来目標

検針・使用料算定・使用料収納などの日常業務についても業務のアウトソースすることにより、民間のノウハウを活用しつつ競争原理による事務経費削減が可能か検討する。

(4) その他の経営基盤の強化に関する事項

1) 現状

同種類別の事業として農業集落排水事業が存在しているが、下水道事業と使用料体系が異なる。

【参考】公共下水道と農業集落排水の使用料体系の比較

事業名	公共下水道	農業集落排水
使用料体系詳細	基本使用料…10 m ³ まで 1,337 円 超過使用料…基本水量を 超え 1 m ³ あたり 153 円を 加算	基本使用料…5 m ³ まで 540 円 超過使用料…基本水量を 超え 1 m ³ あたり 140 円を 加算
20 m ³ 使用時の月額使用料 (メータ使用料除く)	2,867 円	2,640 円
比較	20 m ³ あたり月額使用料で、公共下水道が農業集落排水に比べ 227 円高い。	

2) 将来目標

下水道事業の健全運営を図るため、現状の使用料体系の見直しを行い地域による使用料体系の格差を是正し、将来の処理区統合をスムーズに実施するため、使用料の統一を検討する。

(5) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策

一般会計繰入金により資金の一部を補てんしており赤字ではないため、資金不足比率および地方財政法に定める資金の不足額の算定が行われていない。

しかし、試算として平成 27 年度決算において一般会計繰入金のうち

資金不足を補てんする意味合いで繰り入れている基準外繰入金のうち、維持管理経費の一部に充当されている収益的収支に係る基準外繰入金 23,045 千円をゼロとした場合の資金不足比率は 12.6%^{※1} となり、資金不足比率の経営健全化基準の 20%以内となっている。

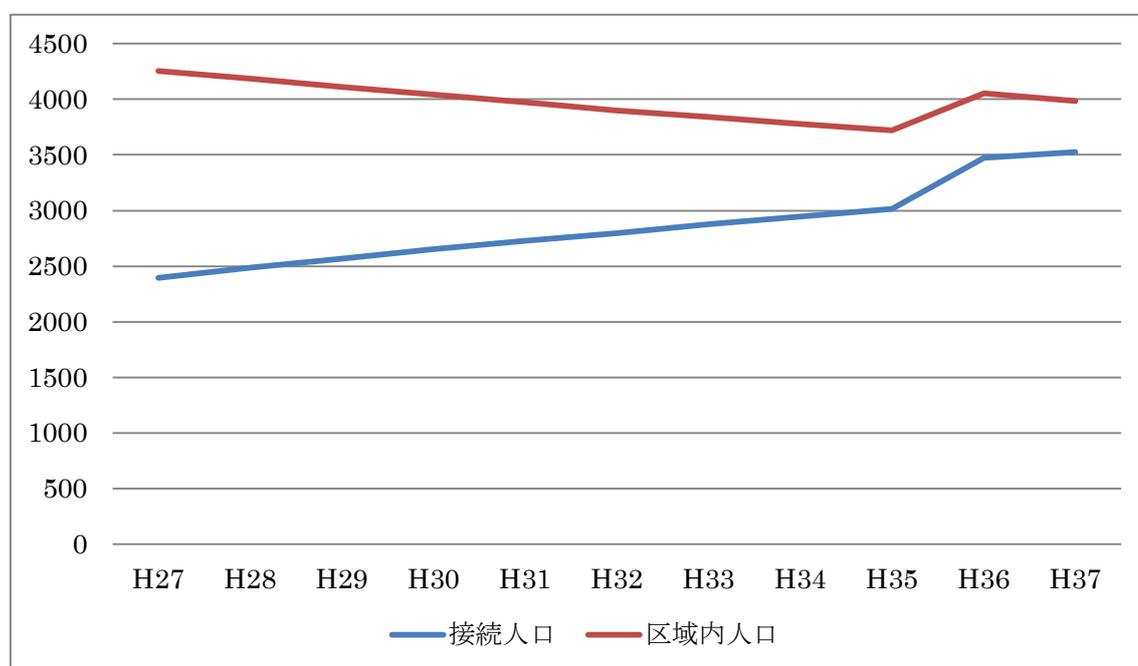
このことから早期にこの状態を是正する必要があるが、現行のままの経営ではこれ以上の経費の削減は望めないことから、加入促進による使用料収入の増や将来の処理区統合実施によって、経常経費の削減効果などにより是正するよう努めたい。

※1 資金不足比率の算定

$$\text{資金不足額} \div \text{事業の規模} = 23,045 \text{ 千円} \div 182,795 \text{ 千円} = 12.6\%$$

【参考】平成 37 年度末までの区域内人口と接続人口の推移予測

(第 4 期生活排水処理施設整備構想より)



(6) 資金管理・調達に関する事項

1) 現状

資金調達については従来どおり使用料収入のほか、地方債（下水道事業債・資本費平準化債）と一般会計からの繰入によって行っており、平成27年度決算においては使用料収入（滞納繰越分収入含む）が40,675千円、地方債収入34,400千円（うち下水道事業債800千円・資本費平準化債33,600千円）、一般会計繰入金108,954千円（うち基準内繰入金75,867千円・基準外繰入金33,087千円）となっている。

2) 将来目標

平成27年度決算における基準外繰入金33,087千円のうち、維持管理経費の一部として充当されている基準外繰入金が23,045千円ある。

本来この金額は使用料収入により賄われるものであるため、未加入者への加入促進により自主財源の確保を行い、可能な限り物品や業務の一括発注を行うなど経費の圧縮に努め、依存財源である基準外繰入金の削減により資金調達について安定化を図りたい。

(7) 情報公開に関する事項

污水处理施設を利用いただくため必要な情報を、町広報及びホームページなどを活用し、提供を行い町民の理解を得られるよう努めるほか、本経営戦略及び生活排水処理施設整備構想に基づく重点施策等についても、きめ細やかな情報提供に努める。

(8) その他重点事項

1) 収支改善のための事項

平成27年度決算において、使用料収入の総額が県に対し支払っている維持管理負担金および汚泥炭化施設維持管理費負担金の総額とほぼ同額となっており経営が圧迫されているため、負担金の軽減ができないか協議を行う。

【参考1】使用料収入と流域維持管理費負担金・汚泥炭化施設維持管理費負担金の比較（平成27年度決算）

【歳入】		【歳出】	
使用料収入	40,675,377円	流域維持管理費負担金	31,146,830円
		汚泥炭化施設維持管理費負担金	7,257,097円
合計	40,675,377円	合計	38,403,927円

【参考2】流域維持管理費負担金と汚泥炭化施設維持管理費負担金の算定基礎

負担金名	算定基礎
流域維持管理費負担金	町の下水道から流域下水道管渠に排除した汚水 1 m ³ あたり 110 円
汚泥炭化施設維持管理費負担金	大曲処理区の汚泥炭化施設を利用している 3 市町の汚泥排出量割合によって維持管理経費を按分した額

2) 地方公営企業法適用の可否についての検討

平成 27 年度決算において、地方債を除いた総収入に対する使用料収入の割合が 25.7%^{※1} と低く、法適化にあたり受益者負担の原則に基づき使用料改定を行うとしても、現行の超過使用料 1 m³あたり 153 円に対して 1,013.03 円^{※2} と、極端に大幅な値上げが伴うため、今後さらに精査しながら法適化^{※3} を検討する。

※1 地方債を除いた総収入に対する使用料収入の割合…

使用料収入 ÷ 地方債を除いた総収入 = 40,675,377 円 ÷ 157,687,554 円 = 0.2579..

※2 地方債を除いた総収入を全て使用料収入で賄うものとした場合の試算。

【超過使用料の試算（平成 27 年度決算ベース）】

地方債を除いた総収入 - (基本使用料 + メータ使用料 20mm) × 月平均件数概数 × 12 ヶ月

有収水量 - (基本水量 × 月平均件数概数 × 12 ヶ月)

157,687,554 円 - (1,337 円 + 280 円) × 873 件 × 12 か月

243,697 m³ - (10 m³ × 873 件 × 12 か月)

157,687,554 円 - 16,939,692 円

243,697 m³ - 104,760 m³

= 140,747,862 円 ÷ 138,937 m³ = 1,013.03 円/m³ (超過使用料 1 m³あたり単価)

※3 人口 3 万人以上の自治体にあつては平成 32 年 4 月までに公営企業法の適用を行うこととされているが、人口 3 万人未満の自治体にあつては「できる限り移行」するものであること（総務省「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」より）

3) 経営戦略の見直しに関する事項

今後は、人口減少や長寿命化対策など施設維持更新の事業検討する時期となっており、厳しい財政事情や限られた予算を効率的に配分、執行していくために、本経営戦略を、5 年に一度事後検証し、適切な更新を行う。

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区分	年度	年											
		前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
收益的収入	1 総収入	139,419	136,609	145,075	140,700	140,200	139,700	139,200	140,200	140,200	141,200	141,200	142,200
	(1) 営業収入	40,259	40,817	41,537	41,200	42,200	43,200	44,200	45,200	46,200	47,200	48,200	49,200
	ア 料収	39,781	40,675	41,076	41,000	42,000	43,000	44,000	45,000	46,000	47,000	48,000	49,000
	イ 受託工事収入												
	ウ その他	478	142	461	200	200	200	200	200	200	200	200	200
收益的支出	(2) 営業外収入	99,160	95,792	103,538	99,500	98,000	96,500	95,000	95,000	94,000	94,000	93,000	93,000
	ア 他会計繰入金	99,155	95,782	103,537	99,500	98,000	96,500	95,000	95,000	94,000	94,000	93,000	93,000
	イ その他	5	10	1									
	2 総費用	96,439	91,814	100,268	92,353	90,493	87,616	85,660	83,972	83,215	81,488	80,790	80,840
	(1) 営業費用	66,636	63,727	73,754	67,050	67,050	66,050	65,950	65,050	65,050	64,050	64,050	64,100
資本的収入	ア 職員給与	5,964	6,350	6,506	6,100	6,150	6,200	6,150	6,200	6,250	6,300	6,350	6,400
	うち退職手当												
	イ その他	60,672	57,377	67,248	60,950	60,900	59,850	59,800	58,850	58,800	57,750	57,700	57,700
	(2) 営業外費用	29,803	28,087	26,514	25,303	23,443	21,566	19,710	18,922	18,165	17,438	16,740	16,740
	ア 支払利息	29,803	28,087	26,514	25,303	23,443	21,566	19,710	18,922	18,165	17,438	16,740	16,740
資本的支出	イ その他												
	3 収支差引 (A)-(D)	42,980	44,795	44,807	48,347	49,707	52,084	53,540	56,228	56,985	59,712	60,410	61,360
	1 資本的収入	47,026	47,925	52,029	43,150	41,300	41,350	39,200	37,500	35,950	34,950	33,900	33,500
	(1) 地方債	33,600	34,000	37,300	31,000	30,000	29,000	28,000	27,000	26,000	25,000	24,000	24,000
	(2) 他会計補助金	31,800	33,600	35,200	28,000	27,000	26,000	25,000	24,000	23,000	22,000	21,000	21,000
資本的支出	(3) 他会計借入金	12,348	13,172	14,401	11,650	10,800	11,850	10,700	10,000	9,450	9,450	9,400	9,000
	(4) 固定資産売却代金												
	(5) 国(都道府県)補助金												
	(6) 工事負担金	1,078	753	328	500	500	500	500	500	500	500	500	500
	(7) その他												
資本的収入	2 資本的支出 (G)	89,640	90,981	94,840	90,443	91,333	91,333	93,060	93,994	93,104	96,664	94,884	93,000
	(1) 建設改良費	4,067	1,978	3,634	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	(2) 地方債償還金	85,573	89,003	91,206	85,443	86,333	86,333	88,060	88,994	88,104	91,664	89,884	88,000
	(3) 他会計長期借入金返還金												
	(4) 他会計への繰出金												
資本的支出	(5) その他												
	3 収支差引 (F)-(G)	△ 42,614	△ 43,056	△ 42,811	△ 47,293	△ 50,033	△ 49,983	△ 53,860	△ 56,494	△ 57,154	△ 61,714	△ 60,984	△ 59,500

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収支再差引 積立金	(E)+(I) (J)	366	1,739	1,996	1,054	△ 326	2,101	△ 320	△ 266	△ 169	△ 2,002	△ 574	1,860
	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	3,223	7,152	8,891	10,887	11,941	11,615	13,716	13,396	13,130	12,961	10,959	10,385
	(M)												
前年度繰上充用金	(N)	3,589	8,891	10,887	11,941	11,615	13,716	13,396	13,130	12,961	10,959	10,385	12,245
	(O)	81											
翌年度へ繰り越すべき財源	(P)	3,508	8,891	10,887	11,941	11,615	13,716	13,396	13,130	12,961	10,959	10,385	12,245
	(Q)												
実質収支黒赤	(N)-(O)												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	77	76	76	79	79	80	80	81	82	82	83	84
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)												
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C) (S)	40,259	40,817	41,537	41,200	42,200	43,200	44,200	45,200	46,200	47,200	48,200	49,200
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{((R))/(S) \times 100}{(T)}$												
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)												
健全化法施行令第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{((T))/(V) \times 100}{(W)}$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	1,359,307	1,395,107	1,381,156	1,367,344	1,353,671	1,340,134	1,326,733	1,313,466	1,300,331	1,287,328	1,274,455	1,261,710

○他会計繰入金

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
収益的収支分	うち基準内繰入金	99,155	95,782	103,537	99,500	98,000	96,500	95,000	95,000	94,000	94,000	93,000	92,000
	うち基準外繰入金	73,032	72,737	71,624	78,000	77,000	76,000	75,000	75,000	74,500	74,500	74,000	73,500
資本的収支分	うち基準内繰入金	26,123	23,045	31,913	21,500	21,000	20,500	20,000	20,000	19,500	19,500	19,000	18,500
	うち基準外繰入金	12,348	13,172	14,401	11,650	10,800	11,850	10,700	10,000	9,450	9,450	9,400	9,000
合計	うち基準内繰入金	2,918	3,130	3,347	2,650	2,600	2,550	2,500	2,500	2,450	2,450	2,400	2,400
	うち基準外繰入金	9,430	10,042	11,054	9,000	8,200	9,300	8,200	7,500	7,000	7,000	7,000	6,600
合計		111,503	108,954	117,938	111,150	108,800	108,350	105,700	105,000	103,450	103,450	102,400	101,000